

新潟県選挙管理委員会規程第6号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年5月24日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(委員長の専決事項) 第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) (略) <u>(13) 基準法第4条の2第4項の規定により、期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u> <u>(14) 基準法第4条の2第5項の規定により、期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u> <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> (略) <u>(18)</u> (略) <u>(19)</u> (略) <u>(20)</u> (略)	(委員長の専決事項) 第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> (略) <u>(18)</u> (略)

第2条 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(委員長の専決事項) 第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。)第4条第15項、第4条の2第3項、 <u>第4条の3第4項</u> 及び第5条第16項の規定により、投票所、 <u>共通投票所</u> 、期日前投票所及び開票所の借料を承認すること。 (13) 基準法第4条の2第4項 <u>及び第4条の3第5項</u> の規定により、 <u>共通投票所</u> 及び期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。 (14) 基準法第4条の2第5項 <u>及び第4条の3第6項</u> の規定により、 <u>共通投票所</u> 及び期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。 (15)～(20) (略)	(委員長の専決事項) 第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。)第4条第15項、第4条の2第3項及び第5条第16項の規定により、投票所、期日前投票所及び開票所の借料を承認すること。 (13) 基準法第4条の2第4項の規定により、期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。 (14) 基準法第4条の2第5項の規定により、期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。 (15)～(20) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43 号）の施行の日から施行する。